

歴史的建築物の保全活用について

1. 経緯

- ・神戸には、「神戸らしさ」を象徴するような歴史的建築物が数多く存在するが、機能面、経済面から消滅する事例も見られることから、歴史的建築物の保全活用についての検討を進めている。
- ・平成 28 年 4 月に、神戸市都市景観審議会に対し「歴史的建築物の保全活用の方針について」諮問をし、同審議会で「歴史的建築物保全活用検討部会」を設置し検討をすすめ、平成 30 年 1 月 23 日（第 87 回都市景観審議会）に答申を受けた。
- ・今後はその答申を受けて、保全活用施策の具体化に取り組む必要がある。

2. 保全活用のための施策の展開について

- ・答申にて歴史的建築物の保全活用のための施策が示されており、その具体化を図るにあたり、早急な実行が求められる項目や中長期的な検討を要する項目とその課題を整理し、計画的な推進が必要である。
- ・既存制度の活用による景観形成重要建築物の指定や、情報提供や相談対応を行う総合窓口の設置、助成制度の拡充については対応が急がれるため重点的に取り組み、景観計画の見直しや推進体制の構築等の景観の総合施策として取り組む必要がある項目については、中長期的な検討を行う。
- ・中長期的な検討を行う項目についても、今後の計画的な推進に向けた計画の立案を行う。

3. 景観形成重要建築物の指定について

- ・答申の評価指標に基づく景観的評価の結果、価値が高いと認められるものについて、景観形成重要建築物の指定を推進する。
- ・文化財の指定・登録についても併せて検討する。
- ・茅葺民家、近代建築物のそれぞれについて、以下の方針により指定を進める。

(指定の方針)

茅葺民家	<ul style="list-style-type: none"> ・茅屋根（茅むき出し）を優先的に指定する。 ・集落単位での積極的な働きかけを行う。
近代建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の同意が得られるものから順次指定する。

(参考) 答申で示された保全活用のための施策と考え方

保全活用施策の内容	重点項目	考え方
(1) 指定及び登録制度		
① 景観形成重要建築物等の指定のさらなる推進	◎	既存制度を活用した推進
② 登録制度の創設	○	重点項目として検討
③ 景観重要建造物制度等の活用		景観の総合施策として検討
(2) 重点地区等の指定		
① 面的な指定		景観の総合施策として検討
② 線的・点的な指定		景観の総合施策として検討
③ 景観計画区域の見直し		景観の総合施策として検討
(3) 情報の収集・管理・活用		
①情報の収集	◎	総合窓口の設置と並行した検討
②データベースの構築・更新	◎	総合窓口の設置と並行した検討
③データの活用	○	総合窓口の設置と並行した検討
④情報の発信	○	総合窓口の設置と並行した検討
(4) 保全活用のための支援		
①技術的支援	○	専門家への相談体制などの重点項目から取組む
②経済的支援	◎	助成制度の拡充などの重点項目から取組む
③マッチング支援	◎	総合窓口の設置と並行した検討
④担い手支援	○	地域や関係団体との関わりの中で検討
⑤その他の支援	○	地域や関係団体との関わりの中で検討
(5) 施策の推進体制		
①総合窓口の設置	◎	重点項目として検討
②支援ネットワークの構築	◎	重点項目として検討
③市の推進体制の充実		景観の総合施策として検討
④財源の確保		景観の総合施策として検討